

○ 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、引用する条項に移動が生じたことから、これを改正するほか、規定の整備を行う。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条第11項 → 第3条第10項

3. 施行期日

公布の日から施行する。